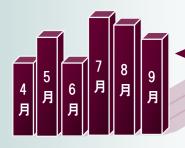




令和4年12月1日から令和5年2月28日まで(必着) ■申請期間

# 北上市電気料金高騰対策補助金

電気料金の影響を受けた事業者に対し、今年度4月から2月の電気使用量のうち、最大6カ月分につ いて、1kwhあたり3円分を支援します。



最大6か月分に対し、補助金を交付

×3円/kwhあたり 使用量により補助金(上限)額が決まります

## 対象となる事業者

## √ 事業者要件

- 中小企業であること(みなし大企業(子、孫会社)は対象外です)
- 北上市エネルギー価格高騰対策補助金を受けていないこと
- 農林漁業などは対象外
- 令和3年4月から令和4年3月までの間に使用した電気量が10万kwh以上であること (病院、一般診療所、歯科診療所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障がい者福祉事業の用に 供する事業所(※特定事業所)を含む場合は3万kwh以上)
- ※特定事業所除く 直近6カ月間の営業利益率又は売上総利益が、直前の終了した事業年度(個人) 事主にあっては令和3年度)の営業利益率又は売上総利益率に比して1%以上減少していること
- 本社・本店所在地の要件はありません

### 対象となる料金

■相談窓口

■市役所本庁舎3階

13時から17時

■9時~12時、

対象期間 令和4年4月から令和5年2月まで(最大6カ月分が対象期間)

√ 市内の事業所において、事業の用に供した電気の使用量あたり定額

補助対象額 1kwhあたり3円(ただし上限額あり)

電気使用量	補助金(上限)額
5万kwh(特定事業所は1.5万kwh)以上15万kwh未満	15万円
15万 k w h 以上30万 k w h 未満	45万円
30万 k w h 以上50万 k w h 未満 60万円	
50万 k w h 以上	90万円

#### 対象外となるもの

- 消費税相当額
- 住居の用に使用したもの、住居の用と区別できないもの
- 賃貸借物件で、賃借人が電気料金を負担している場合

補助金についての問合わせ 北上市役所商工部商業観光課 ☎0197(72)8240

## 申請書類

- ◎ 北上市電気料金高騰対策補助金交付申請書
- ◎ 【法人】3カ月以内発行の法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書、現在事項証明書は×)
- ◎【個人】住所が記載された身分証明書の写し
- ◎ 【法人】直前の終了した事業年度の確定申告書及び法人概況説明書(1~2ページ) 【個人】令和3年度の確定申告書及び青色申告決算書(1~2ページ) ※白色申告の場合は収支内訳書
- ◎ 対象期間の電気料金の請求書(各月分全で)の写し(使用量・使用場所が明示されているもの)
- ◎ 対象期間の電気料金の領収書(請求者及び印章が分かるもの)又はレシート※通帳のコピーなどで支払相手先及び金額の一致が確認できる場合はこれに代えられます。
- ◎ 令和3年4月から令和4年3月までの請求書(電力会社が発行した年間使用電力量を表示する資料も可)
- ◎ 申請者がテナント(賃借人)で、テナントがオーナー(賃貸人)にエネルギー料金を支払っている場合は、オーナーが発行した請求書(使用量及び単価が明記されているもの)及び領収書又はレシート
- ◎ 電気料金算定シート(エクセル)、利益率算定シート及び損益計算書(直近6カ月分)又は帳簿類
- ◎ 補助金支払い先口座の通帳の写し(表紙及び見開き面)
- 注意 すべての書類がそろっている場合、申請を受付けます。 不足がある

提出について

窓口での提出:不可

郵送での提出:〒024-8501(住所記載不要) 商業観光課あて

■相談窓口

■市役所本庁舎3階

13時から17時

場合

■9時~12時、

注意事項

# ■ 補助金を受けるには(その他)

次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと
- (2) 北上市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと
- (3) 宗教上の組織又は団体若しくは公共法人でないこと
- 支援金の振り込みまでの流れ

支援金の振り込みは通常で申請受理から1カ月程度です。

- (1) 申請書の記入漏れや添付書類の不足がある場合、申請者へ返送します。再度提出されるまで受理されません。
- (2) 虚偽の申請や不正の行為によって申請された支援金は、交付後であっても返還命令を行い、交付金額全額に遅延損害金を付して返還させます。また、事件として所轄警察署に届け出ます。

## Q&A

(1)	Q	添付書類が多く複雑だが、どうすればよいか。
	А	相談窓口をご利用ください。■市役所本庁舎3階 ■平日9時~12時、13時から17時
2	Q	令和4年2月分の請求・支払いが3月になる。申請できるか。
	А	2月中に請求・支払いがあった分までが申請の対象となります。
_	Q	売上げ、原価及び管理費を算定する直近6カ月とは、どの期間を指すか?
3	A 申請日の前月から遡って6カ月間を期間とします。ただし、申請時点で帳簿が備わら 年4月以降において最小限度で遡れることとします。	申請日の前月から遡って6カ月間を期間とします。ただし、申請時点で帳簿が備わらない場合は、令和4 年4月以降において最小限度で遡れることとします。
		申請から振込までどれくらいの期間を要するのか。
4	А	書類の到着から1カ月程度で振り込みとなります(書類に不備があった場合を除く)。
(5)	Q	電気料金算定シートのデータはどこで入手できるか。
	A ホームページからダウンロードしてください。	ホームページからダウンロードしてください。
	Q	市内外で複数のビル・店舗を運営している場合は、どの電気料金を申請すればいいのか。
	А	市内の分のみ合算して下さい(補助対象は市内の物件にかかる電気料金のみ)。
6	Q	テナントから電気料を定額ないし変動額として徴収して雑居ビルを運営しているが、補助対象となるか。
	А	対象となりません。申請者が自己の事業のために購入した分のみが対象です。
7	Q	請求書や領収書を紛失してしまった。現金出納帳のみで申請できるか。
	Α	請求書がある場合、口座の履歴と照合可能であれば、領収書やレシートなどは提出を省くことができます。領収書等の帳簿書類を保管していない場合、現金出納帳のみでの申請はできません。